平成２６年（家）第１０１１号
本籍兵庫県姫路市広畑区則直179番地12、最後の住所兵庫県神戸市東灘区魚崎南町２丁目６－14　２番館１階Ｄ
不在者　大澤　幸裕
昭和50年４月５日生
平成27年１月22日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第８９号
本籍島根県出雲市今市町1217番地１、最後の住所広島県尾道市門田町１番26号
不在者　三浦　春美
大正14年５月16日生
平成27年１月22日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所尾道支部裁判所書記官

平成２６年（家）第５６６号
本籍福岡市城南区鳥飼４丁目３番地５、最後の住所福岡市中央区高砂１丁目24番20－610号
不在者　八谷多壽子
昭和13年８月11日生
平成27年１月22日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第１号
三重県鈴鹿市国府町733番地
申立人　田中　龍彦
権利を争う旨の申述の終期　平成27年１月23日
平成27年１月26日　鈴鹿簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＵ66736
金額　940,000円
支払期日　平成26年９月30日
支払地　三重県鈴鹿市
支払場所　株式会社三重銀行平田町駅前支店
振出日　平成26年５月26日
振出地　三重県鈴鹿市
振出人　株式会社杉之内工務店
受取人　株式会社小林工務店
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１２号
兵庫県南あわじ市市円行寺532番地の７
債務者　株式会社出口工務店
代表者代表取締役　出口　利為
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　幸寺　覚
４　破産債権の届出期間　平成27年３月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第７９号
青森県十和田市大字洞内字後野235番地18
債務者　小原　純
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩澤　将宏
４　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前11時15分
６　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第６号
北海道伊達市山下町147番地154　イルプリモⅡ－Ａ
債務者　大山　佳子
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川北　映輔
４　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
宮城県岩沼市桑原３丁目７番10－３号
債務者　前田　勇人
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大嶽　友和
４　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午後１時45分
６　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
山形県米沢市駅前２丁目６番24号
債務者　横山　秀一
１　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　敬一
４　破産債権の届出期間　平成27年３月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前10時15分
６　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１号
鹿児島県曽於市大隅町岩川5970番地５
債務者　指宿　晃典
１　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　泉　宏和
４　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午後２時
６　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４８６号
神奈川県足柄上郡大井町上大井685番地５
債務者　瀬戸　秀通
１　決定年月日時　平成27年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　香﨑　弘文
４　破産債権の届出期間　平成27年３月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午後２時
６　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７２号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字増田６番地
債務者　三上　和美（旧姓上原）
１　決定年月日時　平成27年１月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山川　理宏
４　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前11時
６　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第８０号
青森県十和田市大字三本木字一本木沢125番地６、旧住所青森県八戸市下長１丁目24番10号　河原木マリーナ101
債務者　佐々木　勉（旧姓仁和）
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　薫
４　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前11時25分
６　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第８１号
青森県十和田市大字三本木字一本木沢125番地６、旧住所青森県八戸市下長１丁目24番10号　河原木マリーナ101
債務者　佐々木麻衣子
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　薫
４　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前11時35分
６　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
青森地方裁判所十和田支部